

光本圭佑議員による 日本維新の会の政務活動費の 不可解な入出金等に係る 調査特別委員会

2月19日

(発言の内容)

前迫委員長 こんにちは。

ただいまより光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

御報告いたします。現在の出席委員は8人であります。

この際、申し上げます。本日の委員会について、関西テレビ等からテレビ撮影の許可願が提出されており、委員長において、これを許可しておりますので御了承願います。

また、市政記者から写真撮影等の申出がありますので、御承知おき願います。

なお、撮影に当たりましては、あらかじめ委員長が指定した場所で行うこととし、議事の妨げにならないようお願いいたします。

また、傍聴者が映らないように努めていただくとともに、委員の手元には個人情報が入った資料等もございますので、映らないよう御注意ください。そして、画像の放映や写真の掲載などを行う場合は、プライバシーの保護に十分留意していただきますようお願いしておきます。

次に、本日の議事並びにその順序については、タブレットに配付の本委員会の進め方のおりであります。

議事に先立ち、御報告いたします。11月13日の本委員会に出席した辻信行証人から、タブレットに配付の発言訂正申出書のおり、証言を一部訂正したいとの申出がありましたので、御承知おき願います。

それでは、これより議事に入ります。

1 本日の証人尋問の進め方について

(発言の内容)

前迫委員長 最初に、本日の証人尋問の進め方についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について、事務局より説明させます。

事務局 それでは、本日の証人尋問の進め方について御説明いたします。

恐れ入りますが、まず、タブレットに配付しております証人尋問タイムスケジュールを御参照願います。

本日は、光本圭佑証人の証人尋問を行います。その時間割については、資料を御清覧ください。

証人尋問の基本的な進め方につきましては、証人に対して宣誓、人定尋問を行った後、証言を求める事項に対する委員長からの総括尋問を行った後、資料に記載の委員が個別尋問を行い、最後に全体を通しての追加尋問がありましたら追加尋問を行っていただく流れとなっております。

これらの内容については、委員各位から提出いただきました尋問希望項目申出書を基に準備会で調整いただいたとおりですので、御確認をお願いいたします。

また、委員長が証人に対して行う総括尋問項目につきましても、準備会で調整させていただいた結果、タブレットに配付しております委員長証人尋問総括尋問項目のおりでありますので、こちらにつきましても併せて御確認いただきますようお願いいたします。

次に、時間配分については、準備会の調整により割り振った目安であります。各委員におかれては、持ち時間を使い切らずに早めに終わっていただいても結構です。持ち時間を経過する場合には、委員長のほうから注意をさせていただきます。

追加尋問については、総括尋問、個人尋問の後、タイムスケジュールに留意して、委員長から各委員に追加尋問の有無を確認させていただきます。

次に、タブレットに配付しております証人の尋問についてを御説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、証人に証人の権利及び罰則の適用の可能性があることを説明するための資料であり、その内容については、前回の証人尋問の際に朗読させていただきましたので朗読を割愛させていただきます、資料のほうを御清覧願います。

なお、この内容は、事前に事務局が証人に説明し、また、本日、証人の机上にも配付をしており、この内容を御承知いただいた上で尋問を進めていくこととなります。

以上で本日の証人尋問の進め方について説明を終わります。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見がありましたら発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 それでは、本日の証人尋問の進め方につきましては、説明のおり御了承願います。

2 証人尋問について

(発言の内容)

前迫委員長 次に、証人尋問についてを議題といたします。

本日は、先ほど御確認いただきましたタイムスケジ

ジュールに沿って証人尋問を行います。

光本圭佑証人に対する尋問を行います。

それでは、光本圭佑証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（光本圭佑証人 入室）

前迫委員長 光本圭佑証人におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また同様の文書を、証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

光本証人 はい。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

（全員起立）

前迫委員長 それでは、光本圭佑証人、宣誓書を朗読願います。

光本証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

前迫委員長 それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長 それでは、光本圭佑証人は宣誓書に署名願います。

（光本圭佑証人、宣誓書に署名）

前迫委員長 これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は、会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）についてでございます。私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。最後に、私から各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますのでよろしくお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当

たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

それでは、これより光本圭佑証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは光本圭佑さんで間違いありませんか。

光本証人 はい。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

光本証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

昨年11月13日の光本圭佑証人に対する尋問以降、本委員会として、さらに調査を進めてまいりました。こうした中で、前回2月12日の本委員会において報告しましたとおり、新たな事実が判明いたしました。

その内容についてですが、昨年11月13日の本委員会では、某銀行某支店の「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座、便宜上、屋号付個人口座としますが、その屋号付個人口座が令和4年6月2日に開設され、同年6月3日に25万円が10回に分けられ合計250万円が振り込まれていることが明らかになりましたが、このたびの調査で、その6月3日に振り込まれた250万円が、同じ銀行で別の支店の光本圭佑名義の口座、便宜上、個人口座としますが、その個人口座から振り込まれていたこと、また、その250万円は、同じ日に、とある会社、便宜上、〇社としますが、その〇社から振り込まれていたこと、さらに、屋号付個人口座に250万円を振り込む際、振込人を光本圭佑ではなく、カード（支店番号）という表記に書き換えていたことが新たに判明いたしました。この事実に基づき、改めて光本証人に順次お聞きしてまいります。

なお、〇社につきましては、百条委員会の調査への協力を依頼しましたが、御協力はいただけませんでした。

それでは、まず、令和4年6月3日に個人口座に〇社から振り込まれた250万円について、これは何のお金でしょうか、お答えください。

光本証人 これは、〇社といいますか、その代表取締役との個人的なやり取りの物になりますので、答弁を差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長 今お答えいただいた、個人的な経済活動に対しての対価ということでしょうか。

光本証人 O社の代表取締役からも、自分に関わることは何も言わないでくれと言われてますので、差し控えさせていただきますと思います。

前迫委員長 続きまして、いきます。そうしましたら、今ちょっと答えられないと言ったんですけれども、O社とはどういう御関係でしょうか。また、O社の代表取締役とはどういう御関係でしょうか。お答えできますでしょうか。

光本証人 O社自体はちょっと、付き合いがあるというよりは、代表取締役と友人の関係ということです。

前迫委員長 御友人の関係ということですね。

令和4年6月3日に個人口座から屋号付個人口座に250万円を振り込んでいますが、その目的は何でしょうか。

光本証人 前回ともつながりますけども、訴追のおそれがあるのと、ただいま刑事裁判の手続中でございますので、矛盾なく裁判を進めていくためにも、現時点では回答を差し控えさせていただきますと思います。

前迫委員長 続きまして、いきます。この250万円について、わざわざ25万円ずつ10回に分けて振り込んでいますが、なぜこのようにされたのでしょうか。モニター提示、いけますか。今映っておりますでしょうか。このような形で10回に分けておられますね。そのことについてお聞かせください。

光本証人 同じく訴追のおそれと裁判手続の関係上、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 続きまして、いきます。令和4年6月3日に個人口座から屋号付個人口座に250万円を振り込む際、わざわざ振込人をカード（支店番号）に書き換えています。なぜこのようなことをされたのでしょうか。モニターに掲示されております。

光本証人 関連することですので、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 このたびの調査によって、光本証人が令和4年5月に議会事務局に提出したもの、そして、令和4年6月に会派に提出した入出金明細は、いずれも偽造であったことがはっきりしましたが、それは認められますか。モニター掲示してください。

光本証人 これはどうお答えすればいいんですかね。これに関しても訴追のおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 一番初めの宣誓書のところで、うそ偽りなく、述べられることは全部述べたいと言われましたんで、これが偽造であったか、これは前回でもうはっきりしたわけでございますけれども、それを認めるか認めないかというのはお答えできませんか。それも訴追のおそれがありますか。

光本証人 すみません、私では判断できませんが、事前

に代理人からもアドバイスを受けておりまして、この証人の尋問についてにも書かれてありますように、訴追のおそれがある事項に関しては答弁を差し控えさせていただきますと思います。

前迫委員長 ここでは刑事罰を言ってるのではなくて、政治倫理の上からもこうした政務活動費という公金を使ったことに対する誠実な答弁を求めている場ですので、できるだけ御答弁をしていただきたいと思います。

令和4年6月3日に屋号付個人口座に振り込まれた250万円の原資が政務活動費ではなく、O社という会社から振り込まれたお金であることが判明したわけですね。

では、前回の尋問ではお答えいただけなかったのですが、改めてお聞きします。

光本証人がこれまで説明してきた屋号付個人口座に政務活動費はなかったわけですね。令和4年4月20日に会派の口座から下ろして受け取った政務活動費250万円はどうされたのでしょうか、お答えください。

光本証人 すみません、これに関しても訴追のおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 続きまして、いきます。令和4年6月14日の会派代表者会において、光本証人からウェブ口座を見せていただきました。最初は見ることができましたが、議員がパソコンを触ろうとすると画面が消えて、再度ログインしようとしてもパスワードエラーによりログインできず、見ることはできませんでした。

しかし、もしその画面をじっくり見ることであれば、4月20日時点で口座がなく、入金もされていなかったことが判明していたはずですね。

最初、私たちに見せた画面は一体何の画面だったのでしょうか。

光本証人 あのときの記憶だと、正副議長は時間の許す限り、御自身がもういいですと言われるまで画面を見られてたという記憶ではあるんですけども、その後、そこに出席されてる方々に、あれはノートパソコンだったと思いますけども、回してる間に切れたという。なので、私が触ってて切れたというわけではなかったと記憶はしておりますけども、いずれにいたしましても、先ほど来述べてますように、関連することですので訴追のおそれがあるため、詳しい答弁は差し控えさせていただきます。

前迫委員長 あのときのことをよく覚えてますよね。6月14日の日に、パソコンにそのウェブ口座があるということで、取りに帰っていただいて開けていただきました。だけど、それは静止した画面でしたよね。そこで、その画面が3回暗証番号を入れたけれども暗証番号、パスワードエラーということで見れなかった。バグっていたとかいろんな意見がございました。

だけど、そのときに、今見れなかったらあした見ることができずかと言ったら、あした一緒に銀行に行きますと言ったけど、その次の日には行っていただけなかったという事実も付け加えさせていただきます。

そうしましたら、次に、田中委員のほうから尋問をお願いいたします。

田中（淳）委員 光本証人にお伺いしてまいります。

安浪順一議員の証言では、令和4年6月6日の夜に光本証人から250万円が返ってきたとのことですが、どこで返したんですか。

光本証人 これに関しましても、訴追のおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

田中（淳）委員 250万円の返還場所までは、光本証人はどのようにして行かれたんですか。

光本証人 記憶が……。いや、でも、もう私は徒歩か自転車しか方法がないので、そのどちらかだったと思います。

田中（淳）委員 どっちでしょうね。徒歩、自転車。

光本証人 ちょっとすみません、記憶がそこまで定かではありませんけれども。

田中（淳）委員 徒歩か自転車だと。

光本証人 はい。それ以外のすべがありませんので。

田中（淳）委員 分かりました。前回の証人尋問で光本証人は、安浪順一議員に返した250万円をどう工面したのかという質問に対して、最初はそのままあったものを返すだけと言いつつ、その尋問の中で、その後、回答を差し控えると証言を翻しました。なぜですか。

改めて聞きますが、どう工面されたんですか。

光本証人 すみません、工面とかそういうのはもう全くなくて、そのまま、前回の答弁どおりではあるんですけども、一時的にでも立て替えたということが、今後何かしら訴追のおそれというか、何かに引っかかる可能性もというのを聞いておりますので、その点に関しても答弁を差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長 それでは、引き続きまして、丸岡副委員長から尋問願います。

丸岡副委員長 私のほうからお伺いいたします。

令和4年6月3日と6日に、光本証人は250万円を屋号付個人口座からとある会社に200万円、あなた自身の口座に30万円、親族と思われる方に20万円それぞれ振り込んでおり、その理由について、前回の証人尋問で光本証人は、その口座から出金をしないといけないという必要がありましたので、ただATMから引き出せるのが、毎日50万が1日の限界だったと思いますので、当時は報道も過熱して、私もなかなか外に出れなかったのも、そこは親族にお金を渡す分、現金で親族からもらう、銀行に行く手間を省くということで、出金をしただけと答えられています。しかし、この一

連の事象について神戸新聞がネットニュースで記事を流したのが6月10日、神戸新聞に記事が掲載されたのが6月11日でありました。屋号付個人口座から250万円を出金した時点では、この事象について世間ではまだ知られていない状況であり、つじつまが合っていないと思いますが、どう説明されますか。

光本証人 世間ではというのでなくてですね、その前から会派内でも、あとは党ともいろいろとやり取りがありましたので、そういった中で私としてもなかなか余裕がなかったということで、前回そのようにお答えさせていただいた次第でございます。

丸岡副委員長 会派の中で事情聴取を受けたりとか、そういうのが表にはまだ出てなかったかと思うんですけども、外に出れなかったというのは、そういう人たちが、マスコミの方とかが外に待ってるというか、待ち受けてるというか、そういう状況を想定をされて出れなかったということではないのですか。

光本証人 すみません。そういう意味では、私の伝え方というか、説明の仕方が悪かったかもしれませんが、マスコミの方というのもどこかにはあったのかもしれませんが、それよりも会派内、党内でのやり取りも含めてばたばたしてたというのと、そうですね、そういう余裕がなかったというところでそのようにしたという、そういうことです。

丸岡副委員長 次、進めます。

前回の証人尋問で200万円を振り込んだ法人の口座について、光本証人は、他の名義の法人ではなくて、そこに法人を持っている親族の口座です。なので、他の法人に振り込んだというわけではないですと答えられています。その親族は、200万円のほかに20万円を振り込んだ親族と同一の方ですか。

光本証人 すみません、そこまで、200と20の親族が一緒やったかどうかまでは正直覚えておりません。ただ、200を振り込んだというのは前回答弁させていただいた、そのとおりです。

丸岡副委員長 今こういう、250万円について尋ねられるというのは分かってたはずであって、前回200万円がある民間企業に振り込んだ。それがイコール親族の方だったということは証言されたわけですよね。今回またお尋ねしてるんですけども、その親族の方が同一かどうかというのは分からないですか、今。

光本証人 ちょっと記憶が今、間違ったことを答弁してしまうのもどうかとは思いますが。ただ、親族に振り込んだということは間違いありませんので、第三者に振り込んだというわけではないということだけは確かですので、そこだけはお答えさせていただきます。

丸岡副委員長 意味が分かんのですよ。200万円を振り込んだのは株式会社、民間の企業名が、固有名詞が

載ってるんですよね、口座履歴に。そこが親族の方にイコールそこに振り込まれてしまう、しまうというか、振り込まれるという、その流れがよく理解ができないんですけどね。どういうふうな流れになるんですか。

光本証人 どこかでお答えしたかもしれませんが、その民間会社さん、法人ですかね、に口座を持ってる親族のその口座に指定されたので振り込んだという。なので、その会社に振り込んだというよりは、その会社に口座を持つ、その親族の口座に指定をされたから振り込んだということです。

丸岡副委員長 次の、お尋ねします。

令和4年6月3日に光本証人は個人口座から屋号付個人口座に250万円を振り込み、再度6月6日には30万円を屋号付個人口座から御自身の個人口座に戻しています。それはなぜそのようなことをされたのですか。

光本証人 ここに関しては、先ほどいたしましたけど、訴追のおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

丸岡副委員長 ほとんどが訴追のおそれがあるということと証言を拒否されてるんですけども、しかし、前回、令和6年11月13日の証人尋問において、光本証人は、本件については警察でも調べられたが、起訴されていない旨発言されておられます。具体的には、「告発をされて、ここに関しても警察でも調べられてます。そこに関しても、私としては起訴されてないということは問題がなかったんだというふうに思っております。」以前から光本証人は裁判において説明責任を果たすとおっしゃっていますが、本件については起訴されておらず、裁判で説明責任を果たすことができません。ですので、説明責任を果たすにはこの百条委員会の場がふさわしいと考えますが、ぜひ説明責任を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

光本証人 確かにこれに関しては起訴されておりません。一連の政務活動費の中でも250万という一番ですか、大きい額にもかかわらず起訴されてないところでは、違法性という意味でもなかったというふうに判断してくださったというふうに認識、理解はしておりますが、ただ、百条委員会ということで、ここに書かれてるように訴追という可能性もゼロではないというふうに聞いておりますので、そこは訴追の可能性も考えて、現時点では答弁を差し控えさせていただきたいと思いますが、何度もお伝えしますように、裁判を通して、またその後も必要に応じて、起訴されていない部分も含めて説明責任を果たしていきたいと思っております。現在は矛盾なく裁判を進めていくためにも、現時点での答弁を差し控えさせていただければと思っております。

丸岡副委員長 訴追のおそれがゼロではないというふう

に言われてますというのは、どなたから言われてるんですか。

光本証人 代理人から言われております。全てにおいて可能性というのを考えてアドバイスをしてくださってるんだと思いますけども、そのように言われておりますので、ここでもそのように答えさせていただいてます。

前迫委員長 丸岡副委員長の尋問は終了しました。

他に発言はございませんか。

都築副委員長。

都築副委員長 事実確認というか、例えば先ほど田中委員から質問で、250万の返済場所について、徒歩で行ったと。自転車かという話があったんですけども、場所は訴追のおそれがあるという答弁でしたか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 場所が問題というふうには聞いておりませんが、一時的にもそういう立て替え、私はそれは後から聞いたんですけども、立て替えたことがどのように影響するのかというの読めない部分もあるので、訴追のおそれ、可能性も含めて答弁を差し控えというふうにアドバイスを受けてるので、そう答えさせていただきました。

都築副委員長 いや、今ここで聞いているのは250万円を安浪さんに返したということは、事実確認は認めるということでもいいんですね。

光本証人 そうですね、はい。

都築副委員長 それをどこで返したかということも言えないと。訴追のおそれがありますか。

光本証人 分からないです。ここで代理人、今日、ちょっと日程調整できなかったんで確認は取れませんが、以前も私は説明させていただいておりますが、恐らく武庫之荘駅だったというふうに認識しています。

都築副委員長 武庫之荘駅やったということやね。

光本証人 はい。

都築副委員長 それから、先ほど一時的立て替えたということが刑事訴追というのは、この一時的立て替えというのはどういう意味ですか。田中委員の質問に対して。

光本証人 ここに、尋問事項書に立て替えてというふうに書かれてますので、立て替えたというふうになっているのかなというふうに。

都築副委員長 ちょっと田中委員のところ、再度、一遍質問してええかな、同じこと。もう一遍ちょっと確認したいんですけども、前回の証人尋問で光本証人は、安浪順一議員に返した200万円をどう工面したのかという質問に対して、最初はそのままあったものを返すだけと言いつつ、その後、回答を差し控えると証言を翻しました。なぜでしょうか。改めて聞きますが、ど

う工面されたのですかという質問なんですけど。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 証言を翻したというわけじゃなくて、その後、代理人からもその部分も含めて、刑事訴追の可能性があるのであれば答弁を差し控えというようなことで、そのようにお答えした。翻したというわけではないです。

工面も何も、安浪議員が立て替えられてたということも、私はリアルタイムでは把握しておりませんで、後から把握してびっくりしたんですけれども、そのまま……。なので、工面するというのはちょっと意味が分からないんですけれども。

都築副委員長 前回の。

前迫委員長 マイク入れて。

都築副委員長 前回のこれ議事録を読んでるんですけれども、中尾委員のほうから質問があって、安浪順一議員に返金した200万円はどのように工面されましたでしょうかと聞いて、光本氏が、工面、工面って、そのままあったものを返すだけなんですけれどもと言ってらるんですよ。

光本証人 はい。

都築副委員長 その後で中尾議員が、「4月20日に出金したお金がそのままあった。それを返したということでもよろしいでしょうか。」と言うて、「はい。ただ、この一連の話が、ちょっとごめんなさい、代理人が今、同席してない中でどこまでがというのも、私もそこまでの事前打合せをして出席してるわけじゃないので、回答を差し控えたいと思います」と言い方してはって、これ例えば250万持っておったんかどうかみたいなことも含めてね。

光本証人 持ってたって。

都築副委員長 答弁みたいなことしてるんですけど、それはどうなんですか。

光本証人 持ってたというのはどういうことですか。

都築副委員長 「工面、工面って、そのままあったものを返すだけなんですけども。」とあなたが言ってるわけ。

光本証人 はい。いや、会派から出してもらったやつを返したというだけじゃないですか。工面って、何かどこから集めてという意味で、私は工面じゃないですよという意味でそう答えてたんですけれども。

前迫委員長 はい、都築副委員長。

都築副委員長 そうするとあのとき、前回のときに、先ほどもあったように50万以上出せないから、親族の方に20万と本人30万やったかな。それと200万をその親族の法人口座に入れたと。その原資は、O社からのが原資かなと思ったんですけれども、それは違うんですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 そういうことを聞かれてる、分かりました。すみません、ちょっとそういう質問になると思ってませんでしたので、相談できる代理人もいませんので、ちょっとそこも訴追のおそれがあるかどうかとも判断できませんけども、答弁は差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 ごめんなさい、今日の段階までで、いわゆる代理人の方、一緒に来てもいいですよということはお伝えはしてたかと思います。実際に今、代理人の方というのは小西弁護士さんでよろしいですか。

光本証人 はい。

田中（淳）委員 今日はなぜ来られてないんですか。

光本証人 これを開催されるというのを聞いたのが2月の12あたりだったと思うんですけども、もう1週間前で弁護士の先生の日程調整ができなかったもので、幾つか候補日、日時を頂いての調整であれば可能だったのかもしれませんが、なかなか1週間前では調整がつかなかったのです。私としてはそれはもちろん同席を希望といいますか、できるならそうしたかったですけども。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 訴追のおそれがあるよということの、全てそれ述べられたのは小西さんから聞いたアドバイスであるということ間違いないですか。

光本証人 間違いないです。

田中（淳）委員 戻りますけど、今日来られてないですよ、結果的にですけども。来られてる中で、例えば委員長のお許しを得てアドバイスを受けて、ここで答弁されることは、証言されることは理解できるんですけども、ここに来られていない、現実にはいない中で、訴追のおそれがあるということに関してはやはり光本証人御自身が今思われてることなのか、あるいは実際にはない弁護士さんのアドバイスを受けてということ、というのは我々は、今そこに光本証人が言ってることでしかないわけですよ、現実として。だから、代理人がここにいれば別なんですけど、やはり語っていただく、話せる部分は話していただくということをお願いをしたいことがあります。

実際に、今回の最初、委員長から質問ありましたが、当初のところからO社に対しての関係性であったりというのは、もともと友人であって、社長さんと、代表取締役とは友人であったというふうにお答えになりました。その後に、250万をこの友人である代表取締役から光本さんは振込を受けています。そのお金に関しては、実際に振り込まれた後に25万円ずつ、10回ずつ引き出されています。この25万円ずつを引き

出す意味、意図ということはやはり教えていただけたらありがたいですね。お願いできますか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 まず、その前に今、田中委員から言われたように、事前に1週間前でも出席がかなわないということだったので、この頂いてた尋問事項というのをもちろん代理人にも見てもらってます。代理人からは全てにおいて訴追のおそれがあるのではという、答弁は差し控えてくださいというようなアドバイスというか指示は受けてはいたんですけども、私としても答えれる範囲はしっかりと答えさせていただきたいと思って、今ここに出席をさせていただいてる次第です。

今の御質問に関しましても、そこからは訴追のおそれがあるということで答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 かぶせちゃいますけど、実際、この質問項目を見てもらってアドバイスをいただいたということは今おっしゃいましたが、ここにいらっしゃらなくて、それを光本証人のみが今述べているという状況です。やっぱりそれで、今ここ、光本証人しかいない中で訴追のおそれがあるんだということをおっしゃられたとしても、やはり証言を拒否されてるんじゃないかというふうに受け止めてしまうんですが、その辺はいかがですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 それは全くありません。証言を拒否というよりは、答えれる範囲はしっかりと答えさせていただこうというふうに思って出席をさせていただいてますし、事前に同席ができないというふうにスケジュール的分かった時点で、この尋問事項書を見てもらってアドバイスも受けてはいます。それを勝手に私が言っているのではないかとこのところまでを疑われると証明のしようがありませんが、であればそういう書類か何かで事前に提出をしておけばよかったのかもしれませんが。どちらにしても、そのような指示、アドバイスを受けて、今ここに座ってるということです。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 丁寧にアドバイスを受けてこられたということですけども、どういう要件で、どういう犯罪構成をもって訴追されるんだというアドバイスをお受けになりましたか。

光本証人 すみません、そこまで私ちょっと素人ですのでもっとちゃんと理解はしておりませんが、この部分に関しては起訴されてないけども、百条委員会でも新たに何かしらそういう動きがあれば、代理人としては100%大丈夫ですよとは言い切れないのではというように話をされました。なので、代理人としてはという

ところで、訴追の可能性が全くもってゼロでないのであれば、現時点では答弁を差し控えてくださいというようなアドバイスをいただけてます。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 弁護士さんに丁寧にアドバイスを受けて、ここに今来ていただいているわけですけど、先ほどのお話でも、訴追、訴追とおっしゃいますけど、どういう構成要件をもって訴追される、どういう罪名で訴追のおそれがあるんだというところがすっ飛ばされたままであれば、これは到底正当な証言とは受け止められないんですが、その辺ちょっともしアドバイスを受けた内容をお話しいただけたらありがたいんですが。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 この件に関しては起訴はされてないものの、可能性としては業務上横領であるとか、恐らく有印私文書偽造というのかもしれませんが、そういうことを構成してやってくるのであればですけども、やってくる可能性はゼロではないと。ゼロではないのであれば、答弁に関しては、訴追のおそれということで差し控えてくださいというような、そういうことで言われています。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 分かりました。じゃ、そのアドバイスを受けた光本証人は、今、罪名おっしゃられたね、弁護士さんからのアドバイスとして。そのおそれがあることを自覚をしておられるということでお聞きしていいですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 いや、自覚といいますか、現に起訴されていない、これ案件ですので、警察が徹底的に調べられた中でも、起訴されていないということは、ここに関してはそういうふうに犯罪行為というのを認めなかったのかどうか分からないですけども、だったのかなと思っております。ただ、何度もお話ししていますように、尋問事項の中でも、また前回の百条委員会の皆様からの質問の内容からしても、罪名というのを言うのであれば、そういう業務上横領や有印私文書偽造に当たるような方向の話になっておりますので、なので、訴追のおそれということで答弁を差し控えさせていただいているということです。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 ちょっと矛盾していると思うんですよ。実際にもう起訴されなかった内容であることは当該の弁護士の方もおっしゃったと。その中で、改めてこの百条委員会の場において、その訴追のおそれのあるところは、まさに矛盾するんですが、そこは、光本証人としてはどういう形で受け止めて、訴追のおそ

れがあるからというふうにここで述べられたのか、教えていただいていいですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 私としては、矛盾していると思っておりません。また、この百条委員会の結果の後、改めて告発をされるのか、もしくは、もう一度検察にかかって、議会からか、もう一度再考するよというふうな、何かしらそういうのが出る可能性もあるということ、そうならば訴追の可能性もあるのかなというふうに思っておりますので、それで、先ほどからその可能性を考えて答弁を現時点では差し控えさせていただきますというふうに答えております。何か不起訴になったけど、中身としては、どう言ったらいいんですかね、業務上横領や有印私文書偽造に当たっているから訴追をおそれているんやろという、だから矛盾するというふうな御指摘だと思いますけども、そういうことではなくて、今前半部分にお話したことで、答弁を差し控えさせていただいているということです。

前迫委員長 田中委員。ちょっとまとめていこうか。

田中（淳）委員 はい。やはり、今先ほど出ましたけども、訴追する、しないは、我々が判断するよりは、もう一段階先であることは御理解されていると思うんですが、要するにこの場において、我々よりももう別の段階でのお話があるかもしれないから、この場で証言することは控えられというふうに聞こえたんですが、それでよろしいですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 その先かどうかもちょっと分かりません。百条委員会として、この後、何かしらまたこの件に関して起訴されるよう動く可能性も私としても今、それ以外の部分も含めて、また、この件も最初から司法に委ねられておりますので、今司法に委ねられている以上、あらゆる可能性を考えて、代理人もアドバイスで動いたりしていると思いますし、それを受けて、私も今、そのように答えさせていただいているということです。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 ごめんなさい、この件は司法に委ねられているんですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 一連の政務活動費全体として、最初に、2年半前ですかね、議会として告発をされて、司法に委ねていくというふうにやられたと思います。一部起訴され、これは起訴されてはおりませんけども、全て政務活動費の不可解な入出金に関わる一連のものとして捉えておりますので、冒頭お伝えしたように、もう裁判の中の手続中ですけども、矛盾なく裁判を進めていくためにも、現時点での答弁を差し控えさせていただいているということです。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 改めて質問いたしますけど、刑事訴追のない事項についてはお答えいただけるのでしょうか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 ちょっと内容が分かりかねますので、その内容次第ではあると思います。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 委員長のちょっと質問と重複いたしますけども、今回問題になっている250万円、6月2日に口座が開設され、翌日に25万円が10回に分けられて250万が振り込まれています。その250万は〇社からの振込があった後に振り込まれています。これは事実ですけども、〇社からのお金、入ってきたお金をもって振込250万をされたんでしょうか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 入ってきたお金、口座の中の動きだけ見ると、そういうことになりますよね。お金に色がついていないので、その250が250かという話はあると思いますけども、その口座の流れだけで見ると、その250を屋号つきの250というふうに、入出金明細を見れば、そう捉えられるのも、捉えられるのかなと思いますけども。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 当然、入ってきてそこから出ているわけですから、普通、考えたら、このお金が原資になっているというふうには思うんですけども、今回そうじゃないと否定されないということは、要はこのお金ですというふうに私たちは判断しますけども、そういう認識についてどうですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 先ほど、お金に色はついてないので250が、この〇社の250が政務活動費の250だというふうな理解をされてはちょっと困りますけども、ただ、入出金の部分で移されたやつですかという御質問に関しては、それは、この250ですよという話だけで、政務活動費の会派から引き出した250万円がこの〇社の250万円ですかということに関しては、違いますということです。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 本当に人ごとみたいなお答えで、本当に真摯に御自身の逆に疑念を晴らそうと、我々の疑念、疑い、そういったものを払拭しようと、本当に真摯に思われているのかなというふうに、本当に正直に語ってくれたら、本当にもう、そんな訴追がどうのこうの云々は言わずに語ってくれたら、何ら問題ないんですけども、何か人ごとみたいに、そういった我々の疑い、疑問、そういう疑念を晴らそうというふうに真摯に考えておられないのかなというふうに受け取れてしまって、本当にちょっとそういう姿勢については、本当に

疑わざるを得ないというか、厳しく指摘をしないといけないというふうに思うんですけども。

先ほどの前迫委員長の〇社の代表の質問の中で、〇社から振り込まれた250万について、何のお金でしようかという答弁で、社長のほうから何も言わないでくれというふうに言われたと。これはその〇社の社長から連絡があったのですか、それともあなたのほうから連絡をしたんでしょうか。

光本証人 〇社の社長から、連絡がありました。ちょっと1月か2月かは記憶ないですけども、議会事務局というところから電話がかかってきたけど、どういうことやというか、何なんだろうという、そういう電話はかかってきました。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 何も自分のことは言わないでくれということで、くぎを刺されたということですか、〇社の社長からは。

光本証人 はい、そうですね、私から何かを止めるとか、そういうことでもなく、ややこしいことに巻き込まれたくないからというのものもあるのかもしれませんが、そのように言われました。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 個人的に社長とは友人だということのお話もありましたけども、もう以前から結構頻繁にやり取りをされるような、そういう間柄だったんですか。この250万円を社長のほうから振り込まれたという以前のお付き合いというのはどんな、親しい、かなり濃いお付き合いやったのか、そこら辺はどうやったんですかね。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 何をもって濃いかわかりませんが、普通に友人ですね。しょっちゅう頻繁に会うとか、何かお食事行くとかいうわけでなく、何かあれば連絡を取るという感じですね。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 今回、今からで言いますと、2年半ほど前の事案になるわけですけど、その間、頻繁にやり取りがあったのか、それともこの4年の6月3日、入金があった、それ以降、ずっとそんなにお付き合いもなく、今回、たまたまその社長のほうから、議会のほうからこういう電話があったけどどういうことなんだということの連絡が入ったんでしょうか。

前迫委員長 はい、光本証人。

光本証人 頻度としては、もう多分数か月とかに1回、連絡をお互い取るぐらいな感じですね。そのような中、ちょっと日付まで覚えていませんけども、連絡があって、そういう議会事務局とか百条委員会かな、取りあえず連絡があったという連絡がありました。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 かなりこの250万円という金額が、これだけこう話題として大きく取り上げられていて、新聞報道でもあってということで、多分この社長さんも薄々知っていたらというふうに想像するんですけども、何でその〇社の社長のほうからは、働きかけて、何も言わないでくれということだけだったのか、もうちょっと詳しくやり取りはもうここでは語れないですか。もう言わないでくれとくぎが刺されているということですけど。

前迫委員長 光本証人。

丸岡副委員長 電話の中身。

光本証人 電話の中身は何やろうという、何の電話やろうということやったので、いや、百条委員会というのが立ち上がっててという、一応そういう説明はしました。ただ私のほうから何か言うこともなかったんですけども、〇社の社長から、自分の関わることはもう言わんといてくれという、そういうことだったので、分かったということです。

前迫委員長 いいですか。ちょっと……

これ、〇社のほうに電話したのは事務局ですよ。そのときのやり取り、ちょっと言ってもらえますか。というのは、きちっと今百条委員会が立ち上がっていて、こういったことで御協力を求めたいということ、趣旨を言っております。わけの分からんことに巻き込まれたじゃなくて、そのことのお金がここに振り込まれている、ある程度、どういったことで来ていただくかということは説明をしております。その中で、次にかけてときには、協力できない、迷惑だというふうなことが、流れがありましたので、私は事務局にかかってくる前に光本証人とやり取りをして、そういうふうな、控えられたのかなというふうに思っておりますけれども、事務局、何か言うことありますか。

事務局 私のほうから、時期が今ちょっとメモがないので、いつの時期か……

前迫委員長 2月12日です。

事務局 いや、その前に御連絡はさせていただいたかと思います。私のほうから、2月5日に御連絡をさせていただきました。そのときは、最初の架電のときはそちらの会社の従業員の方が出られまして、この事務所には今いないので、改めて連絡をさせますということで、電話をその時点で切られました。

その後、折り返しが2月同日の1時半に電話がありました。何の要件での電話かというふうに聞かれましたので、私のほうから、尼崎市議会で百条委員会を設置し、今、光本氏の政務活動費の不正使用疑惑を調査しておりますと、その中で、光本氏が政務活動費を入れたと言っている口座のお金が、御社が入金したお金

でありましたと、ついては、その経緯についてお伺いするために、議員と一緒にお話をお伺いできませんかという形で相談をさせていただきました。

その日は、その後、話も続きましたが、ちょっと急に言われても無理だと、その調査を受けなければならないのがなぜか分からないと。ちょっと急に来られても困ると。私のほうから、検討はしていただけないですかと最後投げかけまして、また考えますということで、その日は電話を終えた次第です。

その後、その次の日に、またその日のうちに折り返しなかったのが、事務局、私のほうから、電話はかけさせていただきまして、午前中10時頃、その後、30分後ぐらいに折り返しの電話があつて、そのときにはもう、お話の中でも協力はいただけないというふうなお話をいただいたと、このような流れのやり取りはさせていただきました。

前迫委員長 いいですか、以上の流れです。だから、きちっと2月5日の時点でこちらから御連絡をして、そしてお願いをした。だけど御協力いただけなかった。百条委員会ですので、任意で御協力いただくというのが前提となっておりますから、御協力いただけないということでしたので、本来でしたら、光本証人のほうから、僕に係ることなのでぜひとも協力をしていってくださいと言ってくださったら、一緒に来ていただけたかも分からない状況ではありますよね。

都築副委員長 1件だけ。

前迫委員長 はい、都築副委員長。

都築副委員長 ちょっと確認、先ほどの確認をしたいんですけど、先ほど屋号付個人口座から30万、あなたに下ろして、20万親族に下ろして、法人、その後200万と言っていて、200万は誰の口座ですかという話になって、親族です、覚えてないという言い方しとったと思うんですが、これは覚えていないのか、刑事訴追のおそれがあるから答えないのかといったらどっちなんですか。

前迫委員長 はい、証言を求めます。

光本証人 30万ですね。

都築副委員長 200万。

光本証人 200万は覚えていますよ。ずっとそれは、覚えていてと言っていますから。

都築副委員長 それは覚えている。

前迫委員長 親戚。

都築副委員長 覚えていると言ってた。

前迫委員長 200万も親族、30万円も親族、でもこれが同一人物であるかというのが分かりませんと言っているんですよね。

光本証人 そうです。

都築副委員長 それが、ちょっと待ってください、30万

と200万が同一人物であるか分からないというのはどちらが不明なんですか。

光本証人 30です。200はもうずっと前も……

都築副委員長 それは分かっているんですね。

光本証人 はい。

丸岡副委員長 20万。

光本証人 20ですか、30かちょっと分からないですけど。

前迫委員長 30は本人ですから。

光本証人 じゃ、20です。

都築副委員長 20万が誰か分からない。

光本証人 はい。

前迫委員長 それ、通帳のコピー見せてなかった。

丸岡副委員長 20万は分かっている。

前迫委員長 ここ出てない、名前。名前消してる。

丸岡副委員長 200万が分からない。

光本証人 いやいや、200万は分かっています。

前迫委員長 名前消してる。

光本証人 200万は分かっています。

前迫委員長 名前消してるね、公文書やから。はい。

田中委員。簡潔にお願いします。

田中（淳）委員 ごめんなさい、ちょっとそもそもなんですけど、ずっと光本証人は、会派内でごたごたがあつて、それで政務活動費を避難させるために自分の口座に移し替えたということでおっしゃっていましたが、ごめんなさい、そもそもで恐縮なんですけど、避難させたということでよかったんですよね、250万。

光本証人 はい。

田中（淳）委員 避難させたというのは、当時、口座というふうにおっしゃっていたんですけど、その口座ということもそのとおりで間違いないということですよ。

光本証人 そうですね、はい。

田中（淳）委員 ありがとうございます。

最後。

前迫委員長 はい、田中委員。

田中（淳）委員 すみません、資金性質、〇社の代表取締役と御友人であるということで、ただ、御友人であっても、どういった資力、財力をお持ちの方がよく分からないんですけど、やっぱりその資金性質というのは、例えば、もらったのか、借りたのかというところだけでも教えてもらえたらありがたいんですけど。

前迫委員長 証人。

光本証人 いや、もらったとか、借りたとか、お互い友人としてもいろんなやり取りもありますし、そういった中でやり取りなので、もらうというのはまずないですね。

前迫委員長 はい、丸岡副委員長。

丸岡副委員長 ちょっと細かいことを聞きますけど、田

中委員の質問で、安浪議員に返金をした場面、武庫之荘の辺やったという、徒歩か自転車か分からん、6月のこの暑い時期に250万円の束を裸で持つわけでもないと思うし、どっかポケットに入るわけでもないやろうし、薄着やろからね、夏場の。どういう状態でその250万って持って行ってたんですか。それは記憶あるでしょう。

光本証人 いや、恐らくバッグですね、そんな裸で持っていくことはないので、バッグに入れてやと思いますけども。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 会われて、どのように返されたんですか、安浪さんには。

光本証人 どのように。

丸岡副委員長 そんなばったり……どこかの待ち合わせ場所で会ってそのまま手渡したのか、どういう状況で返されたんですか。

光本証人 どういう状況。普通にぱっと返すというだけじゃないですか。状況がちょっとよく分かんないですけど。どういう状況というのはどういうことを聞かれてるんですか。

丸岡副委員長 いや、覚えてるでしょう。

光本証人 いやいや、質問が、すみません、ちょっと分からなくて。

丸岡副委員長 手渡しをして……もちろん返すんだから手渡しだろうけれども……

光本証人 はい、そうです。

丸岡副委員長 どのような状態……その場所が、多分安浪さんもそこまで来るのに車か何かでしょうから、車の窓越しに渡したのか、それとも降りてきて、ほんで手渡ししたのか、どういう状況ですか。

光本証人 いや、車に乗ってらっしゃったと思いますけど。私も乗ったという。

丸岡副委員長 車に乗り込んで。

光本証人 やと思います、はい。

丸岡副委員長 やと思いますじゃなしに、はっきり。

光本証人 そうですね、じゃ。

丸岡副委員長 え。

光本証人 すみません。ちょっとそこは本当に2年半以上前の記憶なんであれですけど、安浪さんが徒歩で来られることも自転車で来られることもないんで、いつもお車なので、お車でというところは確かだと思います。

丸岡副委員長 その具体的な場所というの今は思い出せない。

光本証人 いや、先ほどお伝えした武庫之荘やと思います。

丸岡副委員長 の場所ですよ。その場所ですよ。

光本証人 南側のロータリーやと思いますね。

丸岡副委員長 ロータリーってどこですか。

光本証人 ロータリーです、武庫之荘の。

丸岡副委員長 だからどの辺。ロータリーでももっと南のほうの端っこのなかの駅の近いところなのか。

光本証人 駅の近いところだと思いますけども。

丸岡副委員長 どうしてそういうあやふやな、思いますとかなんかそういう、もちろん2年ちょっと前の事案にしても、そんなけの騒動になってる250万円を、こんな大金を、返す、返さない、そういうやり取りをする場面というのがね。ほかのことについてはある程度証言されて、そういう具体的な場面になると、だっただと思います、定かではありませんけど、どうしてそういうふうな答えになってしまうのかというのが、逆に疑念が膨らんでしまう、こっち側はね。

光本証人 この間、特にあの期間、いろんなことがあって記憶として飛んでるところもあります。ただ、百条委員会という場で、虚偽の答弁ですか、をするとというところもある中で、曖昧なので、言い切って、後から、いや、それはちょっと間違ってたというのになると私としてもそこは怖いので、そういう答え方になってるところです。

前迫委員長 いいですか。

中尾委員。

中尾委員 先ほど田中委員の質問の中で250万出しましたと認められて、それは要は口座といたら、はい、そうですと答えるんですけど、口座って、口座がなかったんじゃないかということが判明してるんですが、口座の意味はどういうことですか。

前迫委員長 はい、光本証人。

光本証人 そこに関しては、先ほど来お伝えしてる訴追のおそれがあるところだとも思いますので、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 はい、中尾委員。

中尾委員 すみません。訴追のおそれがあるということは、なかった口座ですから、当然おっしゃってることは事実じゃなかったということですね、過去おっしゃってることは。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 先ほどもお話ししましたけど、訴追のおそれがある、イコール、例えば今おっしゃったようにそれがないから訴追のおそれがあると言ってるんだらうという、そういうことで訴追のおそれがあると言ってるわけではなくて、先ほどもお話ししてますように、今、裁判手続中で、矛盾なくこの裁判に対応していくために、現時点で答弁を差し控えさせていただいてるということです。なんで、訴追のおそれがある、イコール、それに答えられへんからうそをついてるんだというそ

の当てはめでは、ちょっと違います、やめていただきたいということです。

前迫委員長 はい、中尾委員。

中尾委員 ここは百条委員会ですから、後ろにもたくさんの方々が来られて、真相究明する場だと私は思うんです。証言拒否というのは光本さんの権利ですから仕方ないんですけども、何かかえって分からないことが増えたというか、私たちはこういう事実をつかんで質問してるんですけど、答えられなければ余計何か謎が深まったという印象ありますけども、それでも答えることはできないですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 この一連の政務活動費の事柄については、早々に議会に告発をされ司法の場にも移っておりますし、現にその一部でも起訴されております。それと切り離してこれだけ答えるというのだと、なかなか、先ほどもお伝えしてるように、矛盾のないように裁判に対応していきたいというところもありますので、現時点では答弁を差し控えさせていただければと思います。

議員の説明責任というところに関しましては、裁判を通して、また終わってから、必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

前迫委員長 川崎委員。

あ、ちょっとその前にすみません。

光本証人に、今、委員会が始まって1時間が経過しております。大体1時間ぐらいの予定でございましたけれども、いましばらくお時間を頂戴してもよろしいでしょうか。いいでしょうか。

(光本圭佑証人 うなづく)

前迫委員長 そしたら、すみません、どうぞ、川崎委員。

川崎委員 疑惑が生じたから告発し、そして検察も起訴までいったということなんです。ただ、そういったものがなかったとしたら、仮定の話で言うのもあれなんですけども、要するに何を言いたいかというと、身の潔白の証明をどこでするんやと。潔白だと本人は主観的にそう思ってるのかどうか。客観的な判断として、そら検察の判断とかこの判断とかいろんなことが出てくるとは思うんですけども、本人としては潔白であるということを、もしいろんな障害がなかったら言いたいのか言いたくないのか、その点ちょっと、もう最後の確認としてお聞きしたいと思うんですけど、答えられますか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 それを言う場合は、もう告発されて起訴もされたんで、裁判の場だと思っております。

早い段階で最初私は百条委員会を立ち上げて議会として徹底的に調査をされ、それでも疑惑が残るであれば告発をされるのかなというふうに思っておりますし

たけども、先に告発をされて、そこが警察、検察、司法の場にいましたものなので、そこへの対応をしていかざるを得ないという感じで、今はその状態の中でここに座らせていただけてます。

潔白を、また違法性がないということ、証明がなかなかやっぱり難しいんですけども、警察の取調べでもそれをお話をずっとしてまいりましたし、その中で、今回のこの件と、あとは印刷会社さんのやつとかですかね、とかに関しては、額はすごい大きい額でありましたけども起訴されてないというところでは、そこは潔白を証明できてるのかなというふうに思っておりますが、それ以外に関しましては裁判の中でしっかりと考えを述べていきたいなというふうに思ってます。

前迫委員長 川崎委員、いいですか。

いいですか。

田中委員。

田中（淳）委員 すみません。光本証人にお尋ねしたいんですけど、6月3日と6日に、報道過熱して外なかなか出れなくてということ、私がお聞きしてお答えいただいたところが、今日、会派、党とのやり取りがばたばたしていたということに変わっちゃってるんですけど、これ、前、報道過熱しちゃっててということと、今日おっしゃったことが変わる、変わったというところの、会派、党とのやり取りで外に出られない状態ってどんな状態やったんですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 すみません。まずは、報道等が過熱してというのの記憶違いというのは、前回の百条委員会の後に、囲み取材というんですかね、を受けさせていただいたときに、記者の方からこれが報道されたんはいついつですよというのを聞いて、それで、あ、私のちょっと思い違いだったのかなというふうに。なので訂正をさせていただきました。ただ、6月入ってから5月末かですけども、党も含めてちょっとこの件に関してばたばたいろいろあったので、精神的にもそうですけど、がんがん外に出ていくような状況でもありませんでしたので、記憶というかがいろいろごちゃごちゃになってる中で、前回は報道が過熱してという記憶のままお答えさせていただきましたけども、でも心情としては、状況的には自分としてはそういうばたばたな感じで、そういう外に行く余裕がなかったというところは同じです。

前迫委員長 川崎委員。

川崎委員 先ほどちょっと申し上げませんでしたけども、今回の問題はあなた自身が引き起こした問題によって発生したことで、それに対する我々もいろんな課題を感じていろんなことをやってきたわけなんですけども、ところがあなたの言い分は絶えず、先ほども言われま

したけども、百条委員会が先にやられて、その中でいろんなことが言えてたらここまではならなかったみたいな言い方をされてるんですよ。発端はあなた自身の疑惑と言われるような行為によって生じた問題であるということに対しての責任の問題というのはどう感じてるのか、そのことはやっぱりぜひともこの際聞いておきたいと思うんですけどね。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 ありがとうございます。おっしゃるとおり、私の行動でといいますか、それで、議会含め、職員の方々含め、あらゆる方々に御迷惑をおかけしてるということはもう重々理解をしておりますし、大変申し訳なく思っております。

百条委員会が先じゃなかったからとかいう、そういうことを言ってるのではなくて、ただ現に司法の場に委ねられてるのでこういうお答えの仕方しかできない部分がありますという、そういうことで発言させていただきました。

前迫委員長 いいですか。はい、中尾委員。

中尾委員 関連なんですけども、先ほどの、報道過熱して私もなかなか外に出れなかった、ここってすごい光本氏の、光本証人の行動のすごい核心部分なんだと私は思うんです。ですから今回これまた新たに質問に入ってるんですけど。後で記者の方から日にち違いますよと言われたら、そこを、何かちょっと勘違いしてましたみたいなですね、すごい大事な部分を簡単に変えられるというのは、仮に今日の話をまた私たちいろいろと振り返ってちょっと矛盾がある、次回こういう場が仮にあったとして、光本証人に、これはどういうことですか、矛盾があるんじゃないですか、いや、これは実はこうでしたといったら、何か何を信じていいのか、聞いているのは私たちだけじゃなくて市民の方も聞かれてますから、もっとそこは、道義的責任というか、川崎委員と同じことを言いますけども、やっぱり原因者としての責任というのはもっと重く受け止めて発言すべきじゃないですか。同じ質問ですけども、いかがですか。

前迫委員長 光本証人。

光本証人 なので記憶が曖昧なところは、だと思えますという答え方しかできないというところもあります。ただ、あの当時の精神的な部分も含めて、ばたばたしてたというところの記憶が強く残っていたので、そういうスケジュール感がちょっとごちゃごちゃになってお答えしてしまったというところはありますけども、ただ、その精神的なことも含めてばたばたしてたということはもう変わりありませんので、なのでなかなか外にもというところは同じです。

前迫委員長 いいですか。

いいですか。

佐野委員、いい。

佐野委員 すみません、では。個別で聞きたいことというのは、今この場に臨むまででそれぞれが意見を出し合って、質問も時間をかけて組み立てたというところがあるのも事実です。

我が会派としても、一度目の辞職勧告のときに申し上げたのは、やはり市民に対しての説明責任というところが果たせてない以上、勧告に賛成もこれまでもしてきたという事実がある中で、本当に今ここにいる委員以外の全員が一致してでの辞職勧告というところしていくと、訴追のおそれがあったとしても、そこはやはり、議会のためを考えるのであれば、また市民への責任ということを考えるのであれば、訴追の可能性があるためというのが、説明、答弁に、答弁というか証言になってるとはやはりなかなか思いにくいんです。

どこまでいっても堂々巡りの多分質問と答えにしかならないので、今、発言の機会をいただいたところで感想を述べてみたいで大変申し訳ないんですけども、僕も当然弁護士でもなければ素人ですので、感覚としては、刑事訴追というのは刑事責任を問うところであって、今、この百条というのは道義的責任というところを、我々も時間をかけてここまで準備もしてきていうところで、そこをそういう言い方になってしまうというのは非常に違和感があるとしか、今の時点では何を尋ねても多分そこからは動かないと思うので、非常に違和感を感じるところだったので、質問でなく何かちょっと感想みたいになってしまっただけ申し訳ないんですけども、そこはちょっと強く感じたなというふうには思います。

前迫委員長 分かりました。

眞田委員、いいですか。

眞田委員 はい。

前迫委員長 今日、こうして百条委員会を取らせていただきました光本証人にも御出席いただきました。

前回のときもそうでしたけれども、令和4年6月14日の会派代表者会で、この250万円がどこにあるのかとかいうときに、通帳を見せましたよ、ウェブ上の。それがそもそも偽造であったということが、それが全部この百条委員会で明らかになりました。

また、6月2日、3日の分もありました。

また、百条委員会で、この250万円、安浪団長が立って替えて、それを返すときに、返す場所もあやふや、どんなふうにして持っていったかも分からない。歩いたのか自転車乗ったのか。そういった大きいお金、会派のこの250万、政務活動費というのは大切な税金の中で議員がしっかりと勉強して市政に反映をしていくというような、この大事なやり取りを、どこで渡した

かとか、こういうことをしっかりと思い出していただけなかったというのは、今回そこは刑事訴追のおそれがあるということではっきり答えていただけなかったというのは非常に残念なんですけれども、聞けることはしっかりと聞いて今まで調べてきたことで、これまで光本証人が証言したことが全て虚偽でありということが分かりました。もう答えを求める必要はありません。必ず訴追のおそれがあるということです、訴追があるということをしかりと検証できたかなというふうに思っております。

最後にお聞きいたします。

本件については、これは丸岡副委員長ともう一回かぶりますけど、警察でも調べられましたが、起訴されていないと光本氏はおっしゃいましたが、この場合は刑事事件であるかどうかを問うているものではありません。

また、本日は刑事訴追のおそれがあるということで証言の拒否もなされておられますが、議員が書類の偽造を行うこと、議会において虚偽の発言や同僚をだまそうとする行動を取ることは、議員としてあるまじき行為だと私どもは考えます。

あなた自身はそのことをどうお考えになられますでしょうか。最後にお答えください。

光本証人 そうですね。もろもろ委員長がおっしゃられた私に対する疑惑に関しての詳細に関しては、なかなか、認定されたかのように今言われてますけども、そこに関してはちょっとお答えを私も差し控えさせていただきますねと思っておりますけども、ただ、会派のメンバーの方々、会派職員さんも含め各会派の皆様、議会の皆様、職員の方々含め、この一連の私の件で御迷惑と御多忙の中いろいろとそういうお時間を頂戴して、この2年半にわたってですね、そこに関しては大変申し訳ないなというふうには思っております。

前迫委員長 市民の方に対しても申し訳ない気持ちであってほしいと思います。

以上で光本圭佑証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては御出席いただき誠にありがとうございました。

退席していただいて結構です。

(光本圭佑証人 退室)

前迫委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

なお、今後のスケジュールについては、本日の証人尋問の内容を踏まえ、改めて準備会で御確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を閉会いたします。